

令和4年第4回岐阜市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和4年3月25日（金曜日）午後3時30分から午後5時30分まで

2 場 所 岐阜市役所6階 6-1大会議室

3 出席者 水川教育長、川島委員、武藤委員、横山委員、伊藤委員

4 職務及び説明のために出席した事務局の職員

佐藤事務局長、杉原次長兼教育政策審議監、野田次長兼教育政策課長、
松巾教育審議監、吉元学校教育デジタル化推進審議監、
星野学校教育審議監兼学校指導課長、塩田教育施設課長、鷺見学校安全支援課長、
今井学校安全支援課教育主管、岡本幼児教育課長、内藤科学館長、
坂井社会・青少年教育課長、黒田学校給食課長、和田商業高校事務長、
児山教育政策課主幹兼政策係長、古田教育政策課主任、櫻井教育政策課主任、
松野教育政策課主任

5 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の報告、修正及び承認

第3 会議録署名者の指名

第4 諸般の報告

(1) 岐阜市教育委員会委員の就任について（教育政策課）

(2) 令和4年第1回岐阜市議会定例会について（教育政策課）

(3) 令和4年度草潤中学校の入学・転入生徒数について（学校指導課）

(4) 令和4年度岐阜市小中学校の基本指針について（学校指導課）

(5) 令和4年度岐阜市幼稚園の基本指針について（幼児教育課）

※ (6) 就学援助小学校入学前支給並びに準要保護児童生徒認定審査結果について（学校安全支援課）

※ (7) いじめに関する報告について（学校安全支援課）

第5 議事

-
- (1) 第10号議案 岐阜市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について（教育政策課）
-
- (2) 第11号議案 岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則の一部を改正する規則制定について（教育政策課）
-
- (3) 第12号議案 岐阜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について（教育政策課）
-
- (4) 第13号議案 岐阜市立学校等の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則制定について（教育施設課）
-
- (5) 第14号議案 岐阜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について（幼児教育）
-
- (6) 第15号議案 岐阜市立小中学校管理規則の一部を改正する規則制定について（学校指導課）
-
- (7) 第16号議案 岐阜市立高等学校管理規則の一部を改正する規則制定について（岐阜商業高等学校）
-
- (8) 第17号議案 岐阜市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則制定について（学校指導課）
-
- (9) 第18号議案 岐阜市いじめ防止対策推進条例施行規則の一部を改正する規則制定について（学校安全支援課）
-
- (10) 第19号議案 岐阜市立学校の学校医の任免について（学校安全支援課）
-
- (11) 第20号議案 令和4年度岐阜市教育委員会事務局及び教育委員会が所管する教育機関の人事異動について（教育政策課ほか）
-
- (12) 第21号議案 岐阜市教育委員会フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の任免について（教育政策課ほか）
-

第6 閉会

6 会議に付した事件

「5 議事日程」のとおり。

午後3時30分開会

○水川教育長 定刻となりました。

それでは、本日の出席者数が定数に達し、会議が成立いたしますので、ただいまから令和4年第4回教育委員会定例会を開会します。

前回の会議録は、前回の出席者により承認されました。

本日の会議録の署名者には、本日の出席者を指名します。

本日は、報告が7件、議事が12件となっております。

議事日程に非公開で審議すべき案件が記載されていますが、このとおり扱うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 非公開で審議すべき案件については、このとおり扱うものといたします。

それでは、日程第4、諸般の報告に参ります。

報告(1)について説明をお願いします。

○佐藤事務局長 (報告(1)岐阜市教育委員会委員の就任について説明)

○水川教育長 ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

よろしいですか。

引き続き、伊藤委員、よろしくお願いします。

また、加藤委員が新しく委員になられます。よろしくお願いします。

それでは、続きまして、報告(2)について説明をお願いします。

○野田次長兼教育政策課長 (報告(2)令和4年度第1回岐阜市議会定例会について説明)

○水川教育長 ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

横山委員、お願いします。

○横山委員 いじめ対策監の関係で教育長にお伺いします。いじめ対策監としてのスキ

ルは、最終的には全教員に持たせるということを狙いとして考えるのか、特定の教員がそういったものを担うことになるのか、その辺りはいかがですか。

○水川教育長 いじめ対策は、生徒指導の中の1つの分野であり、令和元年の件があって、いじめに特化して学校の中で全体を束ねる人材が必要だということで対策監を置きました。

対策監は学校の中の束ね役であり、いじめ対策のためのエンジンという役割ではあるのですが、例えば中堅で、授業の力もあり、学級経営の力もあるような人は、いじめという観点から学校全体を俯瞰していく力を育てなければいけないため、特定の人だけの技能を高めるというよりは、何年か経験したらまたほかの先生が担うことで、将来的には全ての先生が力をつけられるようになることを願っております。

○横山委員 ありがとうございます。同様のことが特別支援教育の関係でもあり、本来的にはどの教員も特別支援教育コーディネーターとしての対応が可能になっていくことが望ましいと常々思っているため、いじめ対策監についても同じことが言えるのではないかと考えてお伺いしました。ありがとうございました。

○水川教育長 ありがとうございます。岐阜市の教員は、中堅層以上になったときに一度いじめ対策監を経験することでいじめに対しての機動力を持ち、他市町に転勤したときにそのノウハウを生かすことで、岐阜県全体がいじめに対してのアンテナが高いという状況になればいいと理想的には思っております。ありがとうございます。

ほかに質問や意見、よろしいでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 西垣議員のタブレット端末のさらなる活用についての質問です。教育長がお答えされている中で、岐阜市の専門的な知見を持つ企業や大学、岐阜市出身の各分野で活躍するプロフェッショナルなどによる実社会の経験などを学ぶというお話をさせていただいており、実際に企業経営者の方がオンラインで岐阜市中の中学生にお話をさせていただく機会があったかと思うのですが、たまたま中学校の先生とお話ししたときに、少し難し過ぎて生徒たちが分からなかったというお声を聞きました。そのため、レベル感の違いがどうしてもあるかと思いますので、十分な打合せをもう少し丁寧に進めていただければいいのではないかと思います。

また、もう一点ですが、原議員の不登校についての回答で、教育長がオンライン学習支援には参加することができる児童生徒もおり、不登校児生徒の大切な学びやつながりの場となっているというお答えがありまして、実際、オンラインがあることで学校とのつながりを持てる生徒、児童が今も多いかと思えます。その上で、以前こちらでも議論になったことですが、オンライン授業の出席、出席停止、欠席の取扱いは現在どのようになっているのでしょうか。

○水川教育長 学校指導課、どうでしょうか。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長 学習の内容がしっかりしており、計画があって、学校と定期的にコンタクトを取って、その上でICTを使って学習を進めているということを経験して認めれば、出席扱いとしております。

○伊藤委員 そうすると、各学校の校長判断ということになるとは思いますが、それが生徒や保護者には全く伝わっていない部分があると思います。特に不登校の御家庭だと、関係が希薄になってしまうところもあるかと思えますので、もう少し明確に基準を設けて明言していただき、末端の保護者にまで伝わるようにしていただくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○水川教育長 ありがとうございます。草潤中学校という学校を持っている岐阜市として、子どもたちの出席要件や学習に対しての考え方について一歩進んで考えていきたいですし、どの学校においてもすべての保護者にそれらが伝わるようにし、差異が生まれないようにしていきたいと思っています。

また、先ほどの中島徳至さんによる本荘中学校での講演の話ですが、同時に市内の中学生3,000人が一度に聞くことができ、子どもたちの将来を考える上で、自分で様々なことに挑戦している方の生の話を聞くというのはとても有意義だと感じたため、来年度から企画していく岐阜市学も含めて、万全にというよりは、積極的にタブレットを活用することによって、新しい学びの仕方ができるという考え方で進めていきたいと思っております。

ほかに質問や意見、よろしいでしょうか。

それでは、報告（3）について説明をお願いします。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長 （報告（3）令和4年度草潤中学校の入学・転

入生徒数について説明)

○水川教育長　　ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。
川島委員、お願いします。

○川島委員　　率直に言って、新1年生10人というのは少ないのではないのでしょうか。
入学定員から見ても予想より下回っており、原因は何かあるのでしょうか。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長　　1年生が10名ということで、予定よりも少ないのですが、2、3年生で転入学する生徒の中で、特に3年生に必要とされるお子さんが非常に多く、その検討の結果、3年生がやや多くなったということになっております。

○水川教育長　　川島委員、お願いします。

○川島委員　　2年、3年の転入が多かったがために、1年生の受入れが少なくなったと言ひ換えると、何か問題があると感じるのですが。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長　　2、3年生の転入学生が多かったからというわけではなく、1年生それぞれ、2、3年生それぞれで検討する中で、草潤中学校に入学することが望ましいというお子さんが、結果的に10名と2名と6名となったと聞いております。

○川島委員　　分かりました。その子の状態なりをよく判断して、草潤中学校への入学が最善だと判断された生徒が10名だったという説明であれば私自身は納得するのですが、非常に期待の大きい学校でもありますので、今年なぜ10名なのだということについて、対外的にしっかりと説明ができる体制を整えておいていただきたいと思います。

○水川教育長　　ありがとうございます。
よろしいですか。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長　　草潤中学校で1年生を検討する中で、草潤中学校に来ていただくのがいいのか、それとも在籍校や他の機関がいいのかを総合的に判断し

た上でこの人数となりましたので、川島委員がおっしゃられたことを踏まえ、しっかりと説明できるようにしていきたいと思います。

○水川教育長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 今の川島委員に似た意見になるのですが、全ての不登校児に万全な学校というのは難しいと思いますので、例えば、大人数が苦手だとか、決まったことが難しいとか、何かそのような間口をもう少し明確にさせていただくこともそろそろ必要ではないかと感じました。

私も率直に10名は少ないなということと、女子生徒が多いということをこちらのグラフからは思ったのですが、もともと希望される方の倍率というのはどのぐらいになるか、来年度入学について教えていただいてもよろしいでしょうか。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長 検討会に対して申請者は78名で、その内18名が入学・転入学したこととなっています。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○水川教育長 川島委員、お願いします。

○川島委員 先ほどのお話に補足してですが、理由の中で、小学校から中学校にかけて不登校の方が増えるというのは数字で表れていて、中学校に進学したのだけれども、いわゆるギャップに悩み、そこから不登校になるという意味でいえば、徐々に不登校の支援のニーズが高まっていくと考えられることから、1年生よりも2年生、3年生と在籍生徒が多くなり、これを受け入れるための仕組みが今までのノウハウの中で用意されていて、そういったことを前提に学校がデザインされているということも、納得のいく理由のひとつだと思っています。

○水川教育長 ありがとうございます。

ほかに質問や意見、よろしいでしょうか。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 関連して、今年度卒業した3年生の進路が具体的にどうなったかということ、高校などの進路にこの草潤で1年学んだことによって得られたその子の特性等に関する知見がどのように引き継がれるのかを分かる範囲で教えてください。

○水川教育長 学校指導課、どうでしょうか。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長 全日制の公立高等学校への進学者が2名、私学への全日制の進学者が2名、あとは、私学、公立の通信制の高等学校へ進学ということで、15名全員進学ということになっております。

○水川教育長 よろしいですか。

○武藤委員 それらの学校に対して、草潤の1年でそれぞれの特性に応じて指導していただいた成果が、何らかの形で引き継がれていくのかどうかについて教えていただけますか。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長 通信制ということで、自分でペースを決めて、このまま学校を続けていくという決め方をしたお子さんもいらっしゃるでしょうし、草潤中学校で自信をつけ、全日制の学校に行けるという気持ちになれたお子さんもいらっしゃるでしょうから、それぞれの子ども達の進路指導のプロセスで蓄積された知見は、次年度以降の子どもたちの進路指導に生かしていけるのではないかと考えております。

○武藤委員 草潤中学校の中でその知見を共有していただくのも大事ですが、進学先で草潤での経験を生かして、また個々に合った指導ができるということは十分あり得ると思いますので、可能な範囲で御検討のほどをお願いいたします。

○水川教育長 ほかに質問や意見、よろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、報告（4）について説明をお願いします。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長 (報告(4) 令和4年度岐阜市小中学校の基本指針について説明)

○水川教育長 ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。
横山委員、お願いします。

○横山委員 基本指針は何に基づいて作成しているのですか。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長 以前までは、県の教育委員会から方針と重点というものが出されておりましたが、現在ではそうしたものは出されていないため、岐阜市で教育大綱や岐阜市教育振興基本計画にちなんで作成しております。もちろん、基は学習指導要領に基づいております。

○横山委員 昨年度から改めた点を説明いただきましたが、この基本指針について点検・評価はしているのですか。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長 学校が作成する教育計画を毎年点検・評価して、教育委員会に提出していただいております。教育計画の基になるものが基本方針ですので、毎年やらせていただいております。

○横山委員 分かりました。

○水川教育長 ありがとうございます。
ほかに質問や意見、よろしいでしょうか。
それでは、報告(5)について説明をお願いします。

○岡本幼児教育課長 (報告(5) 令和4年度岐阜市幼稚園の基本指針について説明)

○水川教育長 ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。
昨年度までのものは少し書きぶりが幼稚園と小中で違ったところがあったため、ほぼ幼小中と接続連携ができるようにということで、書きぶりも同様の形に修正してあります。
よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続いて、日程第5、議事に参ります。

第10号議案について説明をお願いします。

○野田次長兼教育政策課長 (第10号議案 岐阜市教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について説明)

○水川教育長 第10号議案について、質疑及び討論を行います。

御意見等ありましたら、お願いいたします。

表記を変えるということで、よろしいですか。

武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員 今の御説明だと、現状、議会のある月は避けて次の月に変えてあるというような状況を、規則上も疑義のないようにするということが1つと、不測の事態があった場合に開催できないことも想定してという趣旨であり、開催頻度を大きく変更しようとは考えていないという理解でよろしいですか。

○野田次長兼教育政策課長 まさに今回の改正については御説明いただいているとおりでございまして、ひとつは現状にこの規定を合わせるということと、大規模災害等、何か不測の事態により、毎月1回を遵守できなくなるという事態に備えたもので、現時点では定例会の開催頻度を変えるといった考えでの改正ではございません。

○武藤委員 ありがとうございます。もちろん必要がないのに必ず毎月やるということではありませんが、現実に必要な課題がたくさんありますので、月1回このように集まって議論するという場自体が非常に大事だと思います。そこがぶれることのないようにだけ、確認の意味でお聞きしたところです。

○水川教育長 ありがとうございます。

そのほか、ございますか。

横山委員、お願いします。

○横山委員 定例会のほかに臨時会というカテゴリーもありますよね。臨時会というのはどこかでうたわれていますか。

○水川教育長 教育政策課、どうでしょうか。

○野田次長兼教育政策課長 臨時会につきましては、今回改正する第2条の定例会が第2項、臨時会は第3項ということで、同じ会議規則の中で定めがございます。こちらは頻度について定めはなく、教育長が必要と認める時等にこれを招集するというごさいます。

○水川教育長 よろしいでしょうか。

ほかになければ、ここで採決を行います。

第10号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 第10号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第11号議案について説明をお願いします。

○野田次長兼教育政策課長 (第11号議案 岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則の一部を改正する規則制定について説明)

○水川教育長 第11号議案について、質疑及び討論を行います。

御意見ありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、ここで採決を行います。

第11号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 第11号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第12号議案について説明をお願いします。

○野田次長兼教育政策課長 (第12号議案 岐阜市教育委員会公印規則の一部を改正

する規則制定について説明)

○水川教育長 第12号議案について、質疑及び討論を行います。

御意見、御質問ありましたら、お願いいたします。

川島委員、お願いします。

○川島委員 主な使用用途は銀行印だったということですか。

○野田次長兼教育政策課長 調査しましたら、8割はもうずっと使用しておらず、残りの2割も使っているのは銀行印として使用しているのみということでございました。

○川島委員 学校が学校名で持っている通帳に使用するものについては定められていないのですか。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長 学校で使う通帳には、学校長の印を主に使っております。

○川島委員 分かりました。使用されていない印鑑を廃止することには賛成しますが、学校印を銀行印として使ったり、学校長印を銀行で使ったり、学校によって取扱いが統一されていないということであれば、銀行、通帳、口座管理というのはより厳正であるべきであると思いますので、銀行印の管理を適正に行っていただければと思います。

○水川教育長 ありがとうございます。

○野田次長兼教育政策課長 ありがとうございます。

○水川教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

横山委員、お願いします。

○横山委員 昨年、一時期、印鑑を廃止するという議論が高まっており、方向性としてはそれでいいと思っておりますが、市全体としてはどのような方向性で動いているのでしょうか。

○水川教育長 教育政策課、どうでしょうか。

○野田次長兼教育政策課長 市全体としては、例えば市民の方が受ける行政サービスの際の申請書など、法令等で省略ができないものを除いて、基本的には自署であればサインのみで済むということで、印の要らない方向で手続を進めております。

○水川教育長 よろしいでしょうか。

○川島委員 大事な通帳管理の銀行印の仕様が定められていないということが、それはそれで問題が見えるなということなのですが、全体としては廃止の方向なのですね。

○野田次長兼教育政策課長 はい。

学校がよく使う印というのは、賞状に押す角印とか、そういったものは引き続き頻度が高いですが、それ以外のものについては基本的には印を省略する方向で進めております。

○水川教育長 武藤委員、お願いします。

○武藤委員 前提として、今、この学校の公印規則に学校の公印として定められているものは何種類あるのですか。

○水川教育長 教育政策課、どうでしょうか。

○野田次長兼教育政策課長 今、学校の公印としては2種類ありまして、学校印が大小2種類、それから学校長印1種類、計3つでございます。

○武藤委員 その3つのうちの1つは、多くの学校で使用されていないということで、これを機会になくしましょうということですね。方向性としては、とてもいいことだと思います。ただ、川島委員が御指摘になった、何に使うものでどのような場合に使うものかということは、今一度明確にしておくことが望ましいと私も思いますので、その方向で御検討を引き続きお願いしたいと思います。

○水川教育長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

ほかになれば、ここで採決を行います。

第12号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 第12号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第13号議案について説明をお願いします。

○塩田教育施設課長 (第13号議案 岐阜市立学校等の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則制定について説明)

○水川教育長 第13号議案について、質疑及び討論を行います。

御意見ありましたら、お願いいたします。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 確認ですが、改正後の供用期間というのは、現状に合わせるという理解でいいですか。

○水川教育長 教育施設課、どうでしょうか。

○武藤委員 つまり今も事実上、年末年始はお貸ししておらず、それを規則上も明確にしたという趣旨の改正だという理解でよろしいですか。

○塩田教育施設課長 そうです。現行の規則は、12月28日から1月4日までの申請を妨げない記載内容であり、市役所の閉庁期間に施設利用され、何かあった場合に業者等が駆けつけることができないという懸念がありました。なお、今回は正月に1件だけグラウンドをマラソン大会の待機場所のように利用する申請がありました。

○武藤委員 今の状況だと申請が上がれば、その申請に対して一定の判断をしているが、そもそもその期間は申請できないという期間にしておこうということですね。

○塩田教育施設課長 はい。

○武藤委員 分かりました。年末年始の時期のニーズもあるのかもしれませんが、年中やらなければならないとまで言える状況ではないと思いますので、方向性としてはこうなるのかなと思いました。

○水川教育長 ありがとうございます。

そのほか、ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

ほかになければ、ここで採決を行います。

第13議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 第13号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第14号議案から第17号議案については、関連する部分がございますので、一括で説明をお願いします。

○今井学校安全支援課教育主管 (第14号議案 岐阜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について、第15号議案 岐阜市立小中学校管理規則の一部を改正する規則制定について、第16号議案 岐阜市立高等学校管理規則の一部を改正する規則制定について、第17号議案 岐阜市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則制定について説明)

○星野学校教育審議監兼学校指導課長 (第14号議案 岐阜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について、第15号議案 岐阜市立小中学校管理規則の一部を改正する規則制定について、第16号議案 岐阜市立高等学校管理規則の一部を改正する規則制定について、第17号議案 岐阜市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則制定について説明)

○和田岐阜市立商業高校事務長 (第16号議案 岐阜市立高等学校管理規則の一部を

改正する規則制定について、第17号議案 岐阜市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則制定について説明)

○水川教育長 膨大な量でございますが、14号議案から17号議案について、一括して質疑及び討論を行います。

御意見等ございましたら、お願いいたします。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 1点目の庁舎の管理の関係ですが、学校あるいは幼稚園等で、庁舎管理権を行使して、不当な方を排除しなければいけないような状況を、教育委員会として現状どの程度把握されているか分かれば教えてください。

○今井学校安全支援課教育主管 学校安全支援課です。

保護者や地域住民の方が長時間にわたって職員室や校長先生にクレームをつけられるということは実際に起こっております。件数としてはそれほど多くないのですが、1回起こってしまうと、長い時間、同じことを繰り返されるというケースは把握しております。

○水川教育長 武藤委員、お願いします。

○武藤委員 ありがとうございます。最初からクレーマーと決めつけて対応するのはもちろんよくないですが、頻繁に同じことを繰り返されるということであれば、やはり一定の毅然とした対応が必要で、そのことに対してしっかりと根拠、裏づけがあるということは非常に重要だと思いますので、この改正がなされた場合には、各学校、幼稚園等に徹底していただきたいと思います。

○水川教育長 横山委員、お願いします。

○横山委員 学校事務職員の標準的職務というのは、今まで明確化されたものはなかったということですか。

○水川教育長 学校指導課、どうでしょうか。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長 文部科学省のほうから、令和2年7月17日にも教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について通知があり、規則等で適切に定めるといことが追記されておりますので、それに従って、今回、改定させていただいたということになります。

○横山委員 学校事務職員の重要性について一度話をしたときに、事務職員は教員の下請けのようなことをやっているようなイメージを持っていたものを、かなり学校経営に関わる職務内容だということを明確におっしゃられたため、それだけ学校事務職員というもののレベルは高くなっていると改めて認識したのですが、そういう点でのつくりにはなっているのでしょうか。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長 はい。そういうつくりになっております。事務職員については、平成29年度の学校教育法の改正で、「事務に従事する」から「事務をつかさどる」と変わりました。校務運営の主体的・積極的な参画が求められるようになりました。今回の改定で業務内容を明確にするとともに、唯一の行政職としての校務運営に参画することを促すという意味で、委員がおっしゃられたとおりになっております。

○横山委員 ありがとうございます。

○水川教育長 この件については、横山委員がおっしゃられたように、県の教育委員会教職員課としては、もう10年以上前に事務職員の標準的職務内容についてお示ししています。また、この管理規則の一部ということで、市の規則の中にも明示していくという形になっており、学校経営に主体的に参画するという文言も事務職員には周知される形で動いています。

そのほか、よろしいでしょうか。

採決については議案ごとにさせていただきたいと思っておりますので、まず、幼稚園管理規則として、第14号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 第17号議案は原案のとおり可決されました。

それでは、第18号議案について説明をお願いします。

○今井学校安全支援課教育主管 (第18号議案 岐阜市いじめ防止対策推進条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明)

○水川教育長 第18号議案について、質疑及び討論を行います。

御意見ございましたら、お願いいたします。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 調査員についてですが、主に想定しているのは弁護士と思われませんが、例えば、本当に医学的な調査が必要になるような場合だと、医師であるとか、そのような方が入る可能性もあるのでしょうか。

○今井学校安全支援課教育主管 調査員になるべき者について、具体的に弁護士に限定してはおりませんので、おっしゃられるとおり、場合によってはそのような方もあり得ると思います。

○武藤委員 事案に応じて適切な方が調査に当たられるという趣旨と理解いたしました。

事案ごとに適正な方が選任されるよう、お願いします。

○水川教育長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

ほかになれば、ここで採決を行います。

第18号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 第18号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第19号議案について説明をお願いします。

○鷲見学校安全支援課長 (第19号議案 岐阜市立学校の学校医の任免について説明)

○水川教育長 第19号議案について、質疑及び討論を行います。

よろしいでしょうか。

ほかになれば、ここで採決を行います。

第19号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 第19号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第20号議案について、資料を配付しますので、少しお待ちください。

よろしいでしょうか。

続いて、第20号議案について説明をお願いします。

○野田次長兼教育政策課長 (第20号議案 令和4年度岐阜市教育委員会事務局及び教育委員会が所管する教育機関の人事異動について説明)

○水川教育長 第20号議案について、質疑及び討論を行います。

御意見等ございましたら、お願いいたします。

ここで採決を行います。

第20号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 第20号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第21号議案について説明をお願いします。

○児山教育政策課主幹兼政策係長 (第21号議案 岐阜市教育委員会フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の任免について説明)

○水川教育長 第21号議案について、質疑及び討論を行います。

御意見、御質問等、よろしいでしょうか。

川島委員、お願いします。

○川島委員 フルタイム会計年度職員の採用で、学校安全支援課で主任いじめ対策監を選任されていて、それが112ページにある5名の方だと思うのですが、フルタイムのこういう任用で、学校安全支援課に所属、勤務になるということですね。

○水川教育長 学校安全支援課、どうですか。

○鷺見学校安全支援課長 主任いじめ対策監につきましては、学校安全支援課付の職員としまして、各ブロックに派遣をする形になります。

○川島委員 この任に適しているということで人選されているのだと思うのですが、どのような方が任用されているか、今一度確認で御説明いただけますか。

○水川教育長 学校安全支援課、どうですか。

○鷺見学校安全支援課長 全員が元校長です。そして、そのうち2名が本年度まで中学校でいじめ対策監として従事していた者であり、他の3名のうち、1名は今年度まで小学校の校長として勤めていた者、残りの2名は、退職して、青少年会館で勤務している者でございます。

○川島委員 承知しました。

最後の質問ですが、これは単年度の採用ということですが、翌年度以降は新しい方を採用するのか、適任であれば2年、3年と勤務することがあり得るのかについてお伺いしたいのですが。

○鷲見学校安全支援課長 単年度の採用でございますので、来年度継続するかどうかにつきましては、本人の意向とこちらの実績を評価しまして考えていきたいと思っております。

○川島委員 分かりました。初めての職種での勤務ということになるので、継続するべきなのか、それとも、先ほど教育長が方針をお示しになられた、より多くの方にその任務を担っていただくのかということについては、次回の選考の中で、1年経過した状況を踏まえて御説明があることを期待したいと思います。

○水川教育長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

ほかになれば、ここで採決を行います。

第21号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 第21号議案は原案のとおり可決されました。

以降の報告及び議事は、秘密会で進行します。

(以降、秘密会にて開催)

以上で、本日の議事は終了です。

最後に、次回の会議の日程を確認いたします。

次回の会議は4月20日水曜日午後1時30分、場所は岐阜市役所本庁舎6階6-1大会議室です。詳細については、改めて事務局よりお知らせいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。ありがとうございます。

た。

午後5時3分開会